

職場環境の整備に 取り組む企業に 最大170万円の 奨励金を交付します!

仕事と
育児の
両立

仕事と
介護の
両立

仕事と
不妊治療等
の両立

男性の
育休取得

外国人
労働者の
職場環境
整備



県では、多様な人材が活躍できる職場環境の整備に取り組む中小企業者等を支援するため、奨励金の募集を開始します。

今年度は奨励金の支給対象となる取組を拡充し、男性の育児休業取得を促進する取組に加えて、仕事と育児、介護及び不妊治療等の両立、外国人労働者の職場環境を整備する取組についても支援しますので、ぜひ本奨励金をご活用ください。

令和6年
6月14日(金)
申請受付
開始

対象事業者 神奈川県内で事業を営む中小企業者等

募集期間 令和6年6月14日(金)から12月27日(金)まで

*1 ただし、「男性の育児休業取得促進コース」は令和7年2月24日(月)まで
*2 申請の受付は先着順です。予算額に達した時点で、申請受付を終了します。

申請方法等 申請方法及び申請要領等は県のウェブサイトご参照ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/tayounazinzai_syoureikin/2024.html



問合せ先

令和6年度 神奈川県多様な人材が活躍できる職場環境整備支援奨励金 事務局

電話番号 050-5810-2923

受付時間 平日8時30分から17時15分まで
(令和6年12月30日(月)から令和7年1月3日(金)を除く。)

【コース名 / 交付額 / 主な取組内容】

仕事と育児の両立コース

○交付額▶ **20万円**

○主な要件▶ 次の①から③までのすべての取組を実施する必要があります。

- ① 県が主催するセミナーの受講
- ② 仕事と育児の両立を支援する制度を新たに整備し、就業規則に規定
- ③ 社内研修の実施

仕事と介護の両立コース

○交付額▶ **40万円**

○主な要件▶ 次の①から④までのすべての取組を実施する必要があります。

- ① 県が主催するセミナーの受講
- ② 仕事と介護の両立に関する社内実態把握調査を新たに実施
- ③ 社内相談窓口を新たに設置
- ④ 社内研修の実施

仕事と不妊治療等の両立コース

○交付額▶ **20万円**

○主な要件▶ 次の①から⑤までのすべての取組を実施する必要があります。

- ① 県が主催するセミナーの受講
- ② 仕事と不妊治療(又は卵子凍結)の両立に関する社内実態把握調査を新たに実施
- ③ 仕事と不妊治療(又は卵子凍結)の両立を支援する制度を新たに整備し、就業規則に規定
- ④ 社内相談窓口の設置
- ⑤ 社内研修の実施

男性の育児休業取得促進コース

育児休業取得日数

○交付額▶ **10日以上30日未満 ▶ 20万円 / 30日以上 ▶ 50万円**

○主な要件▶ 申請日時点で次の①から③までのすべての取組を実施している必要があります。

- ① 育児休業を取得しやすい職場環境の整備
- ② 男性従業員に子の出生後2歳に達するまでの間に合計10日以上育児休業を取得させていること
- ③ 男性従業員が育児休業終了後、原職に復帰し、1か月以上継続雇用されていること

外国人労働者の職場環境整備コース

※申請日時点で、常時雇用する従業員のうち、外国人が1名以上含まれていることが必要です。

○交付額▶ **20万円 / 追加の取組を実施した場合は ▶ 40万円**

○主な要件▶ 次の①及び②の取組を実施する必要があります。

また、①及び②の取組に加えて、「③加算対象～」を新たに実施する事業者は交付する奨励金に20万円を加算します。

- ① 県が主催するセミナーの受講
- ② 就業規則等社内規定を新たに多言語化
- ③ 加算対象となる新たな取組 ※複数の取組を実施した場合でも、加算する奨励金は20万円となります。

1) 外国人労働者のための雇用労務責任者の選任

2) 外国人労働者のための苦情・相談体制の整備

3) 一時帰国休暇制度の創設

4) 社内マニュアル・標識類等の多言語化